

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 規 則 ——	
○亀岡市印鑑条例施行規則の一部改正 (市民課)	2
—— 告 示 ——	
○亀岡市社会福祉法人等介護保険事業利用者負担軽減要綱の一部改正 (高齢福祉課)	3
○公示送達 (税務課)	4
○公示送達 (税務課)	4
○市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課)	5
○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課)	6
○公示送達 (税務課)	6
○公示送達 (保険医療課)	8
○市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課)	8
○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課)	9
○公示送達 (税務課)	10
○放置自転車の撤去、保管 (土木管理課)	11
○徴収事務の委託 (図書館)	12
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	12
○亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱の一部改正 (保育課)	13
○物品売払代金の徴収事務の委託 (文化・スポーツ課)	14

○公示送達 (保険医療課)	14
---------------	----

—— 公 告 ——

○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課)	16
○公募型プロポーザル・デザインビルド方式による受託候補者の特定 (環境政策課)	20
○亀岡市人事行政の運営等の状況 (人事課)	21

—— 任免及び辞令 ——

上下水道部欄

—— 公 告 ——

○公募型プロポーザル方式による業務受託候補者の選定	38
---------------------------	----

規則

亀岡市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月5日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第39号

亀岡市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市印鑑条例施行規則（平成6年亀岡市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「磁気テープ」を「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）」に改める。

別記第8号様式を次のように改める。

第8号様式

印鑑登録証明書交付申請書

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

窓口に来られた方 (申請者)	住 所	(電話)	
	フリガナ 氏 名	生年月日	年 月 日

印鑑登録証明書	必要な人	登録証番号 No.	枚数 枚	「申請者以外」をチェックされた場合、下記の記入をお願いします。 ・必要な方の住所 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 亀岡市 ・必要な方の氏名・生年月日 フリガナ 氏名 生年月日 年 月 日
		誰のものが必要ですか <input type="checkbox"/> 申請者 (右欄の記入は不要) <input type="checkbox"/> 申請者以外		
	必要な人	登録証番号 No.	枚数 枚	・必要な方の住所 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 亀岡市 ・必要な方の氏名・生年月日 フリガナ 氏名 生年月日 年 月 日
		誰のものが必要ですか <input type="checkbox"/> 申請者以外		

◆窓口では申請者の本人確認書類の提示をお願いします。

本人確認	<input type="checkbox"/> 免	<input type="checkbox"/> 職	<input type="checkbox"/> 在	受付	作成	照合	交付
	<input type="checkbox"/> 保	<input type="checkbox"/> 資	<input type="checkbox"/> 身手				
	<input type="checkbox"/> バ	<input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 年				
	<input type="checkbox"/> マ	<input type="checkbox"/> ()					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告 示

亀岡市告示第198号

亀岡市社会福祉法人等介護保険事業利用者負担軽減要綱（平成12年亀岡市告示第106号）の一部を次のように改正する。

令和元年11月1日

亀岡市長 桂川孝裕

附則第6項を附則第7項とし、附則第5項の次に次の1項を加える。

（生活扶助基準の改正に伴う軽減対象者の特例）

6 令和元年10月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点における軽減者又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかったもののうち、引き続き第3条第1項に該当するものについては、第11条第1項の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外に係る利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は、2分の1）を原則とするとともに、居住費に係る利用者負担については全額とすることができる。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、令和元年10月1日から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第199号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和元年11月5日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

平成31年度軽自動車税納税通知書

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第200号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和元年11月5日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和元年度市民税・府民税徴収方法変更通知書

2 送達を受けるべき者

住 所 省略

氏 名 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第201号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において令和元年11月5日から令和元年11月19日まで一般の縦覧に供する。

令和元年11月5日

亀岡市長 桂川孝裕

1 路線番号 01267

2 路線名 クニッテルフェルド通

3 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間最小幅員	変更区間延長	備考
		変更区間最大幅員		
亀岡市追分町谷筋1番1先から 亀岡市篠町浄法寺中村16番1先まで	前	5.00m	2.50m	変更後路線幅員 最小 10.40m 最大 23.09m
		5.00m		
亀岡市追分町谷筋1番1先から 亀岡市篠町浄法寺中村16番1先まで	後	5.00m	2.50m	変更後路線延長 1,658.18m
		5.00m		

「揭示済」

亀岡市告示第202号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を令和元年11月5日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和元年11月5日から令和元年11月19日まで一般の縦覧に供する。

令和元年11月5日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始延長	幅員
01267	クニッテルフェルト通	亀岡市追分町谷筋1番1先から 亀岡市篠町浄法寺中村16番1先まで	1,658.18m	10.40m ～ 23.09m

「揭示済」

亀岡市告示第203号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和元年11月5日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住所	氏名
1	督促状 令和元年度 軽自動車税 全期	省略	省略

2	督促状 令和元年度 軽自動車税 全期	省略	省略
3	督促状 令和元年度 固定資産税・都市計画税 第2期	省略	省略
4	督促状 令和元年度 固定資産税・都市計画税 第3期	省略	省略
5	督促状 令和元年度 固定資産税・都市計画税 第3期	省略	省略
6	督促状 令和元年度 市府民税（普通徴収） 第1期	省略	省略
7	督促状 令和元年度 市府民税（普通徴収） 第2期	省略	省略
8	督促状 令和元年度 市府民税（普通徴収） 第1期	省略	省略
9	督促状 令和元年度 市府民税（普通徴収） 第2期	省略	省略
10	督促状 令和元年度 市府民税（普通徴収） 第2期	省略	省略
11	督促状 令和元年度 市府民税（普通徴収） 第2期	省略	省略
12	督促状 令和元年度 市府民税（普通徴収） 第2期	省略	省略
13	督促状 令和元年度 市府民税（普通徴収） 第2期	省略	省略
14	督促状 令和元年度 市府民税（普通徴収） 第2期	省略	省略
15	督促状 令和元年度 市府民税（普通徴収） 第2期	省略	省略
16	督促状 令和元年度 市府民税（普通徴収） 第2期	省略	省略
17	督促状 令和元年度 市府民税（普通徴収） 第2期	省略	省略
18	督促状 令和元年度 市府民税（普通徴収） 第2期	省略	省略
19	督促状 令和元年度 市府民税（普通徴収） 第2期	省略	省略
20	督促状 令和元年度 市府民税（普通徴収） 第2期	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第204号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和元年11月5日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	督促状	平成31年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	平成31年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第205号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において令和元年11月5日から令和元年11月19日まで一般の縦覧に供する。

令和元年11月5日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 路線番号 01006
- 2 路線名 宇津根亀岡停車場線
- 3 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間最小幅員 変更区間最大幅員	変更区間延長	備考
亀岡市河原町155番先から 亀岡市河原町158番先まで	前	$\frac{12.00\text{m}}{18.00\text{m}}$	51.00m	変更後路線幅員 最小 12.00m 最大 23.29m
亀岡市河原町155番先から 亀岡市河原町158番先まで	後	$\frac{14.60\text{m}}{20.00\text{m}}$	51.00m	変更後路線延長 1,059.92m

「揭示済」

亀岡市告示第206号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を令和元年11月5日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和元年11月5日から令和元年11月19日まで一般の縦覧に供する。

令和元年11月5日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始延長	幅員
01006	宇津根亀岡停車場線	亀岡市河原町149番先から 亀岡市追分町馬場通18番6先まで	1,059.92m	$\frac{12.00\text{m}}{\sim 23.29\text{m}}$

「揭示済」

亀岡市告示第207号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和元年11月11日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

平成31年度固定資産税・都市計画税納税通知書

2 送達を受けるべき者

	住所（居所）	氏名又は名称
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略
15	省略	省略

16	省略	省略
17	省略	省略

- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「掲示済」

亀岡市告示第208号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

令和元年11月11日

亀岡市長 桂川孝裕

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R馬堀駅前自転車放置禁止区域

J R並河駅前自転車放置禁止区域

J R千代川駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

令和元年11月8日（金）午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 4台

5 保管場所 J R馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間 月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

- ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。
- ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。
- ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
電話 0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第209号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年11月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 委託先

名称 一般社団法人亀岡市観光協会
所在地 京都府亀岡市追分町谷筋25番地30

2 委託した徴収事務

亀岡市立図書館中央館第2駐車場におけるバスの駐車料金

3 委託期間

令和元年11月15日から
令和2年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第210号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

令和元年11月18日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0101-41089

1 当該者生年月日

昭和23年2月25日

2 保険者

亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地

3 交付した日

平成30年4月1日

4 無効になる日

令和元年11月18日

「揭示済」

亀岡市告示第212号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により物品売払代金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和元年11月25日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 委託先
名 称 株式会社エムアンドエムサービス
所在地 大阪市中央区北浜2丁目6番26号大阪グリーンビル
- 2 委託した物品売払代金
委託先において販売する次に掲げる冊子の売払代金
「京都・亀岡 暮らしと、ところ。」
「Kyoto-kameoka Hidden gem」
- 3 委託期間
令和元年11月25日から令和2年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第213号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和元年11月28日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	督促状	平成31年度第5期	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	平成31年度第5期	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	平成31年度第5期	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	平成31年度第5期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	平成31年度第5期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	平成31年度第5期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	平成31年度第5期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	平成31年度第5期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	平成31年度第5期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	平成31年度第5期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	平成31年度第5期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	平成31年度第5期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	平成31年度第5期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	平成31年度第5期	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	平成31年度第5期	国民健康保険料	省略	省略
16	督促状	平成31年度第5期	国民健康保険料	省略	省略
17	督促状	平成31年度第5期	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	平成31年度第5期	国民健康保険料	省略	省略
19	督促状	平成31年度第5期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第76号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和元年11月7日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 1建第1号
- (2) 工事名 市営野条住宅屋根等改修工事
- (3) 工事場所 亀岡市篠町野条地内
- (4) 工事種別 建築一式工事
- (5) 工事概要
- ・市営野条住宅屋根等改修工事
 - ア 施設概要
 - 構造・規模 : A棟 RC造 3階建 延べ面積 1378.97㎡
 - : B棟 RC造 3階建 延べ面積 522.42㎡
 - : 集会所 S造 平屋建 延べ面積 54.19㎡
 - イ 工事概要
 - (ア) A棟改修工事
 - 外壁改修（塗装替）、屋根改修
 - (イ) B棟改修工事
 - 外壁改修（塗装替）、屋根改修
 - (ウ) 集会所改修工事
 - 外壁改修（塗装替）、軒樋改修
 - (エ) その他付帯工事
- (6) 工期 契約日の翌日から令和2年3月15日まで
- (7) 部分払 無
- (8) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (9) 最低制限価格 採用
- (10) 入札保証金 免除
- (11) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に

関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (12) 支給材料及び貸与品 無
- (13) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 平成31年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（建築一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成30年4月1日以降に発注された建築一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
（※受注金額は、亀岡市が実施する平成31年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約した工事、また、契約変更の増減額は対象外とする。）
- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。
（※受注件数とは、亀岡市が実施する平成31年4月1日以降に発注した建築一式工事（A等級対象工事）で受注した件数をいう。）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約

工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。（ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。）

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和元年11月7日（木） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和元年11月7日（木） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和元年11月13日（水） 午前9時から午後5時まで 令和元年11月14日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和元年11月15日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和元年11月12日（火）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和元年11月18日（月）午後3時まで	共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和元年11月19日（火） 午後5時まで	共通事項5-1のとおり
入札期間	令和元年11月21日（木） 午前9時から午後5時まで 令和元年11月22日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
予定価格の公表	予定価格の公表：令和元年11月22日（金） 午後4時以降	入札情報公開システムによる

予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和元年11月26日（火）正午まで		共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	令和元年11月27日（水）まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和元年11月27日 （水）午前10時	令和元年11月28日 （木）午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和元年11月28日 （木）午前9時から午後3時まで	令和元年11月29日 （金）午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和元年11月28日 （木）午後3時以降	令和元年11月29日 （金）午後3時以降	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第77号

J R 亀岡駅南口喫煙ブース設置業務について、公募型プロポーザル・デザインビルド方式により受託候補者の特定を行うので、次のとおり企画提案書を公募する。

令和元年11月22日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務名称

J R 亀岡駅南口喫煙ブース設置業務

2 予算規模

4, 500, 000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

3 履行期限

契約日の翌日から令和2年3月24日まで

4 参加資格等

参加資格等の詳細は、J R 亀岡駅南口喫煙ブース設置業務公募型プロポーザル・デザインビルド方式実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第78号

亀岡市人事行政の運営等の状況

亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年亀岡市条例第5号）の規定に基づき、平成30年度における亀岡市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

令和元年11月29日

亀岡市長 桂川孝裕

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況

① 職員の採用の状況（平成30年度）

区分	試験採用	選考採用	割愛採用	計
事務・技術	30人		0人	30人
保育士	5人			5人
指導主事			1人	1人
病院医師			4人	4人
病院看護師	2人			2人
病院医療技術	1人			1人
計	38人	0人	5人	43人

(注) 1 一般職に属する職員の採用状況である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

2 割愛採用とは、京都府等との人事交流による採用のことをいう。

② 職員の退職の状況（平成30年度）

区分	定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	計
事務・技術	13人	5人	6人	1人	25人
保育士	3人		2人		5人
学芸員	1人		1人		2人
指導主事			1人		1人
病院医師			1人		1人
病院看護師			4人		4人
病院医療技術			3人		3人
計	17人	5人	18人	1人	41人

(注) 一般職に属する職員の退職状況である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

③ 職員の採用における競争試験の実施状況（平成30年度実施状況）

試験区分	申込者	受験者A	1次試験合格者	2次試験合格者	最終合格者B	競争率A/B
事務Ⅰ（上級） （チャレンジ方式）	73人	61人	21人	17人	16人	3.8
土木Ⅰ（上級） （チャレンジ方式）	4人	3人	3人	2人	2人	1.5
	2人	0人	—	—	—	—
	1人	1人	1人		1人	1.0
建築Ⅰ（上級） （チャレンジ方式）	3人	3人	3人		2人	1.5
事務Ⅰ（上級） （一般方式）	87人	62人	30人	21人	18人	3.4
事務Ⅲ（初級）	17人	17人	7人	3人	1人	17.0
土木Ⅰ（上級） （一般方式）	1人	0人	—	—	—	—
土木Ⅲ（初級）	3人	3人	2人	2人	2人	1.5
保育士	17人	16人	12人	11人	10人	1.6
保健師	7人	6人	5人	3人	2人	3.0
管理栄養士	10人	7人	5人	2人	1人	7.0
病院看護師	7人	7人			3人	2.3
病院医療技術	5人	5人			3人	1.7
病院看護助手	6人	5人			1人	5.0

(注) 1 平成30年度中に実施した状況であり、実際に採用した年度とは一致しない。
 2 最終合格者には採用辞退者及び補欠合格者等を含む。

(2) 職員数の状況

① 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門		職員数			主な増減理由	
		平成30年	平成31年	増減		
普通会計部門	一般行政部門	議会	7人	7人		
		総務	131人	134人	3人	地方創生業務増加に伴う増
		税務	35人	35人		
		民生	152人	157人	5人	子育て支援業務増加に伴う増
		衛生	35人	38人	3人	専門職補充に伴う増
		農林水産	28人	29人	1人	他団体派遣に伴う増
		商工	13人	19人	6人	大河ドラマPRに伴う増
		土木	68人	68人		
		計	469人	487人	18人	
	教育部門	71人	68人	△3人	退職者不補充	
小計		540人	555人	15人		
公営企業等部門	病院	124人	125人	1人	地域医療連携の充実化に伴う増	
	水道	27人	27人			
	下水道	21人	21人			
	その他	26人	25人	△1人	国保業務縮小に伴う減	
	小計	198人	198人			
合計		738人 [839人]	753人 [839人]	15人		

(注) 1 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

2 []内は、条例定数である。

② 職種別職員数の状況（各年4月1日現在）

職種	職員数		職種内容
	平成30年	平成31年	
一般行政職	427人	437人	以下のいずれにも該当しない職
税務職	35人	35人	課税、納税の業務に従事する職（税務課、税機構職員）
医療技術職	1人	2人	医療技術の業務に従事する職（理学療法士）
保健職	20人	22人	保健師の業務に従事する職（保健センター保健師等）
福祉職	66人	68人	保育の業務に従事する職（保育所保育士、養護師等）
企業職	172人	173人	地方公営企業に従事する職（上下水道部、市立病院職員）
技能労務職	2人	2人	現業の業務に従事する職（用務員等）
教育職	15人	14人	教育公務員（指導主事、幼稚園教諭、養護教諭）
計	738人	753人	

(注) 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

(3) 過去5年間における職員数の推移（各年4月1日現在）

部門		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	
普通会計部門	一般行政部門	職員数	465人	467人	472人	469人	487人
		増減	1人	2人	5人	△3人	18人
	教育部門	職員数	68人	67人	69人	71人	68人
		増減	△4人	△1人	2人	2人	△3人
	小計	職員数	533人	534人	541人	540人	555人
		増減	△3人	1人	7人	△1人	15人
公営企業等部門	病院	職員数	119人	118人	122人	124人	125人
		増減	△1人	△1人	4人	2人	1人
	水道	職員数	27人	29人	27人	27人	27人
		増減	2人	2人	△2人	0人	0人
	下水道	職員数	26人	23人	21人	21人	21人
		増減	△3人	△3人	△2人	0人	0人
	その他	職員数	27人	26人	26人	26人	25人
		増減	0人	△1人	0人	0人	△1人
	小計	職員数	199人	196人	196人	198人	198人
		増減	△2人	△3人	0人	2人	0人
合計	総合計	732人	730人	737人	738人	753人	
	増減	△5人	△2人	7人	1人	15人	

(注) 1 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

2 増減は、各年における対前年比の職員増減数を示す。

2 職員の人事評価の状況

制度名	対象者	実施期間
人事評価制度	全職員	平成30年4月～平成30年12月末

3 職員の給与の状況

(1) 人件費と職員給与費の状況

① 人件費の状況（平成30年度普通会計決算）

住民基本台帳人口	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率 B/A	(参考) 平成29年度の 人件費率
88,833人	32,823,164千円	558,628千円	5,683,558千円	17.3%	15.9%

(注) 住民基本台帳人口は、平成31年3月31日現在のものである。

② 職員給与費の状況（平成30年度普通会計決算）

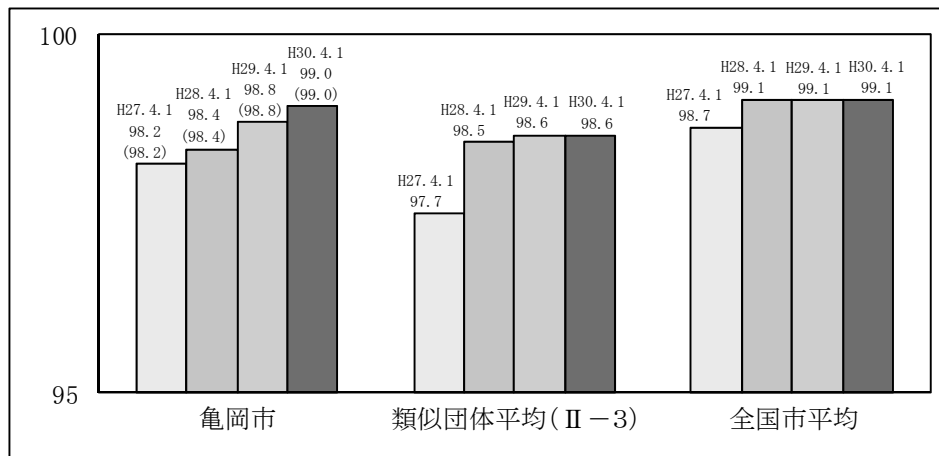
職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
540人	1,950,484千円	619,092千円	837,402千円	3,406,978千円	6,309千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、普通会計に属する一般職の職員（平成30年4月1日現在）の人数である。
 ただし、教育長、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

③ 給与抑制措置の状況

区分	対象者	削減期間	削減効果額
管理職手当	7級 7%減 5級・6級 5%減	平成14年4月1日 から当分の間	年間約4,000千円 (平成30年度)

④ ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(2) 特別職等の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区分		給料月額等		
		平成30年度		
給料	市長	985,000円/月		
	副市長	787,000円/月		
	病院事業管理者	664,000円/月		
	教育長	694,000円/月		
報酬	議長	560,000円/月		
	副議長	490,000円/月		
	議員	440,000円/月		
期末手当	市長 副市長 病院事業管理者 教育長	支給月数：3.30月分 役職加算額：（給料月額＋地域手当）×15%		
	議長 副議長 議員	支給月数：3.30月分 役職加算額：報酬月額×15%		
退職手当	市長 副市長 病院事業管理者 教育長	算定方式	1期の手当額	支給時期
		給料月額×在籍年数×550/100	2,167万円	任期毎
		給料月額×在籍年数×325/100	1,023万円	任期毎
		給料月額×在籍年数×280/100	744万円	任期毎
		給料月額×在籍年数×280/100	777万円	任期毎
備考	市長、副市長、病院事業管理者及び教育長に地域手当支給（給料月額の6%）			
	副市長、病院事業管理者及び教育長に通勤手当支給			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、各年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

(3) 公営企業職員の職員給与費の状況

① 地域下水道事業（平成30年度決算）

総費用A	実質収支	職員給与費B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 平成29年度の総費用に占める職員給与費比率
751,484千円	11,615千円	17,166千円	2.3%	2.9%

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
3人	9,541千円	1,578千円	3,608千円	14,727千円	4,909千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

② 水道事業（平成30年度決算）

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成29年度の総費用に 占める職員給与費比率
1,610,617千円	63,484千円	176,135千円	10.9%	10.5%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費49,769千円を含まない。

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
31人	114,036千円	25,397千円	48,871千円	188,304千円	6,074千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

④ 下水道事業（平成30年度決算）

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成29年度の総費用に 占める職員給与費比率
2,058,413千円	478,764千円	98,201千円	4.8%	4.7%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費24,876千円を含まない。

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
19人	64,117千円	10,906千円	26,087千円	101,110千円	5,322千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

⑤ 病院事業（平成30年度決算）

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成29年度の総費用に 占める職員給与費比率
2,578,285千円	12,942千円	1,203,042千円	46.7%	48.8%

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
123人	523,565千円	211,853千円	197,614千円	933,032千円	7,586千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況（平成31年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時刻 終了時刻	休憩時間	週休日・休日
38時間45分	開始：午前8時30分 終了：午後5時15分	午後0時00分 ～午後1時	土曜日、日曜日、 国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）

（注） 公務の運営上の事情等により特別の形態により勤務する職員を除く。

(2) 休暇制度の状況

① 年次有給休暇の制度と取得状況について

区分	原因・理由等	休暇の期間	取得実績
年次休暇	1の年度ごとにおける休暇取得時季及び理由の如何にかかわらず取得可	1の年度に20日 残日数は、20日を限度に次の年度に限り繰り越すことができる。	平均取得日数：8.8日 取得率：23.2%

（注） 取得実績は、平成30年4月1日から平成31年3月31日の間に取得した平均値である。

② 療養休暇（有給）の制度について

区分	原因・理由等	休暇の期間
公務傷病	公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により療養が必要なとき	療養を必要とする期間
結核	結核性の疾病により療養が必要なとき	療養を必要とする180日以内の期間
私傷病	その他の負傷又は疾病により療養が必要なとき	療養を必要とする90日以内の期間
通院	負傷又は疾病により通院が必要なとき	通院を必要とする期間で必要最低限の時間 ※ 1回の承認は、90日以内

（注） 公務傷病、結核、私傷病及び通院については、医師の診断書に基づき承認する。

③ 特別休暇（有給）の制度について

区分	休暇の基準	休暇の期間
公民権行使休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認められる期間
公の職務執行休暇	裁判員、証人、鑑定人、参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	その都度必要と認められる期間
ドナー休暇	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合	その都度必要と認められる期間
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合 (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 (2) 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動 (3) (1)及び(2)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	1の年度について5日以内でその都度必要と認められる期間
結婚休暇	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	結婚の日（婚姻届の提出日、結婚式挙行日等）の5日前から1月後までの間の週休日、休日を除く8日以内の期間（いずれの日を結婚の日とするかは、職員が選択することができる。）
産前休暇	出産する予定である職員が申し出た場合	出産予定日の前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内の日から出産の日までの期間
産後休暇	職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間

育児時間	生後満1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間	
配偶者の出産休暇	配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内の2日以内の期間	
育児参加休暇	職員の妻が出産する場合、その出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日以内の期間	
子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度について5日以内の期間（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日）	
短期介護休暇	職員が配偶者、父母、子、孫、配偶者の父母及び職員と同居する祖父母、兄弟姉妹で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の世話をするとき	1の年度について5日以内の期間（要介護者が2人以上の場合にあっては10日）	
生理休暇	生理のために勤務することが著しく困難である場合	1回について2日以内で必要とする期間	
妊娠の通院休暇	妊娠中及び出産後の職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	次の区分によりその都度必要と認められる期間	
		妊娠23週まで	4週間に1回
		妊娠24週～満35週まで	2週間に1回
		妊娠36週～出産まで	1週間に1回
出産後1年まで	その間に1回		
妊娠障害休暇	妊娠中の職員が妊娠障害のため勤務することが著しく困難な場合	30日以内で必要と認められる期間	

服喪休暇	職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	親族	日数
		配偶者	10日
		父母	7日
		子	5日
		祖父母、曾祖父母	3日
		孫	1日
		兄弟姉妹	3日
		おじ、おば	1日
		父母の配偶者、配偶者の父母	3日(7日)
		子の配偶者、配偶者の子	1日(5日)
		祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(3日)
		兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
		おじ又はおばの配偶者	1日
		1 日数は、その事実を知った日(日数が1日のものにあつては、任命権者が承認した日)から起算する 2 同一生計の場合は()内の日数とする	
父母等の追悼休暇	職員が、配偶者、父母、子及び兄弟姉妹の追悼のための特別な行事を行う場合	1日以内で必要と認められる期間	
夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度の7月から9月の期間内において、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日以内の期間	
り災休暇	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合	7日以内でその都度必要と認められる期間	
感染症交通遮断休暇	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく交通の制限又は遮断により勤務が不可能となった場合	その都度必要と認められる期間	
災害交通遮断休暇	地震、水害、火災その他の災害による交通遮断により勤務が不可能となった場合	その都度必要と認められる期間	
事故休暇	交通機関の事故等の不可抗力の場合	その都度必要と認められる期間	

④ 介護休暇（無給）の制度について

区分	休暇の基準	休暇の期間
介護休暇	職員が配偶者、父母、子、孫、配偶者の父母及び祖父母、兄弟姉妹で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするとき ※対象となる者は、同居するものに限る	要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間において必要とする日又は時間
介護時間	職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められるとき	要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において必要とする時間（1日につき2時間を超えない範囲内）

5 職員の休業の状況

育児休業（無給）・部分休業（無給）の制度と取得状況（平成30年度）

区分	原因・理由等	取得者数（承認期間別）			
		～1年	～2年	～3年	計
育児休業	3歳未満の子を養育するとき	3人	7人	1人	11人
部分休業	小学校就学前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないとき（30分単位で1日2時間以内）	1人	0人	0人	1人

（注）平成30年度に新たに当該休業を取得した件数である。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（平成30年度）

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な処分をいう。

処分事由	処分件数					実休職者数
	降任	免職	休職	降給	計	
勤務成績が良くない場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
心身の故障の場合	0件	0件	13件	0件	13件	4人
適格性を欠く場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人

(注) 1 平成30年度において発令した延べ件数である。

2 休職処分件数は、期間更新をその都度新たな処分とみなして計上した数であり、実休職者数は、引き続き休職状態にあった者の実数である。

(2) 懲戒処分の状況（平成30年度）

懲戒処分とは、職員に一定の義務違反がある場合に、公務における規律と秩序を維持するために行われる制裁的な処分をいう。

処分事由	処分件数				
	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0件	0件	0件	0件	0件
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0件	0件	0件	0件	0件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0件	0件	0件	0件	0件

7 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務の免除の状況（平成30年度）

職務に専念する義務について、法律又は条例に基づく以下の区分に該当し、公務の運営に支障がない場合は、その免除が認められている。

内容（条例に基づくもの）		件数
研修を受ける場合		2件
厚生に関する計画の実施に参加する場合		354件
その他任命権者が必要と認める場合	子の保育参観、授業参観に出席する場合	75件
	職員組合執行委員が上部団体の会議等に出席する場合	0件
	その他（消防団活動等）	20件

（注）平成30年度において発令した延べ件数である。

(2) 営利企業等従事許可の状況（平成30年度）

公務員は、営利を目的とする私企業の役員等の地位を兼ね、又は自ら営利企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事してはならないが、次のいずれにも該当せず、地方公務員法の精神に反しないと認める場合に限り、任命権者から営利企業等に従事する許可を受けることができる。

- ア 職務の遂行に支障のおそれのある場合
- イ 職員が占めている職との間に特別な利害関係があり又その発生のおそれがある場合
- ウ 職員の身分上ふさわしからぬ性質をもつ場合

許可件数	54件
------	-----

8 職員の退職管理の状況

退職者数	再就職先				
	亀岡市		他の地方公共団体等	民間企業等	再就職者計
	再任用職員	非常勤職員			
41人	4人	3人	9人	0人	16人

9 職員の研修の状況

(1) 職員研修の実施状況（平成30年度）

研修区分		延べ 実施日数	受講者数
人事課主催研修	新規採用職員研修 ハラスメント研修 議会対応研修 人権研修 段取り力研修 リーダーシップ研修 メンタルヘルス研修 コーチング研修 接遇研修 職員倫理研修 男女共同参画研修 法制執務研修 人権講演会 ほか	38.5日	1,313人
その他研修	派遣研修 (京都市市町村振興協会、市町村アカデミーほか)	263日	171人
	職場研修	159日	1,930人
合計		460.5日	3,414人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生に関する計画の実施状況（平成30年度）

区分	主な項目	受診者数
健康管理	定期健康診断 人間ドック ストレスチェック	418人 303人 707人

(2) 福利厚生事業に係る公費負担状況（平成30年度）

亀岡市実施分	亀岡市職員互助会事業				福利厚生事業 に係る決算額
	公費負担 決算額 A	公費負担額 B	互助会会員数 C	公費補助率 1人当たり 公費負担額 B/C	
4,184千円	11,521千円	733人	本給の 0.6%以内	15,718円	15,705千円

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況（平成30年度）

事案なし

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況（平成30年度）

事案なし

「揭示済」

任免及び辞令

高田 巳喜男
 亀岡市総合計画審議会委員の委嘱を解きます
 岸 耕 二
 亀岡市総合計画審議会委員に委嘱します
 任期は令和2年5月14日までとします
 令和元年11月18日

(各 通)

安藤 和彦
 安田 誠人
 橘 恭堂
 金田 爾子
 松原 栄子
 西山 明美
 上田 香苗
 野々村 誠一
 中井 佐栄子
 石田 数美
 小野 奈津子
 谷岡 好美
 山本 愛
 山本 明

亀岡市子ども・子育て会議委員に委嘱します
 任期は令和3年11月18日までとします
 令和元年11月19日

(各 通)

瀧上 敏明
 石野 一哉
 今西 聡
 山内 亜喜由
 藤原 幸一
 福井 武利
 小橋 一哉

亀岡市畑野財産区管理会委員に選任します
 令和元年11月25日

能勢 悠介
 亀岡市介護認定審査会委員の委嘱を解きます
 令和元年11月30日

上下水道部欄

公 告

亀岡市上下水道部公告第4号

亀岡市年谷浄化センター等維持管理業務委託について、公募型プロポーザル方式により業務受託候補者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和元年11月12日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務番号及び業務名称

年委第2-1号 亀岡市年谷浄化センター等維持管理業務委託

(2) 目的

亀岡市年谷浄化センター等維持管理業務委託について、複数年にわたる包括的な性能発注による委託を行うことで、民間事業者の創意工夫を促し、維持管理業務の効率化及び質の向上を図ることを目的とする。

(3) 業務場所

亀岡市三宅町八田1番地

亀岡市年谷浄化センター

亀岡市西つつじヶ丘霧島台地内

西つつじヶ丘汚水中継ポンプ場

亀岡市篠町見晴地内

見晴汚水中継ポンプ場

公共下水道地域内

マンホールポンプ77箇所

農業集落排水施設等区域内

処理施設7箇所

農業集落排水施設等区域内

マンホールポンプ167箇所

(4) 履行期間

令和2年4月1日から

令和5年3月31日まで

(5) 業務の内容

本業務は、亀岡市年谷浄化センターの包括的運転管理業務に係る各施設（終末処理場・汚水中継ポンプ場・マンホールポンプ）の運転管理、保守点検、水質試験、薬品等のユーティリティ調達、一部の修繕業務及び農業集落排水施設等区域内の処理施設とマンホールポンプの緊急対応等に関する業務を行うものである。

ア 公共下水道事業に係る業務内容

(ア) 浄化センターの処理設備の運転監視及び維持管理業務

(イ) 汚水中継ポンプ場及び公共下水道区域内のマンホールポンプの維持管理並びに点検業務

(ウ) 水質試験業務

(エ) ユーティリティ（指定消耗品及び水処理薬品等）の調達

(オ) 小修繕

(カ) その他業務（除草・設備点検等）

イ 農業集落排水施設等に係る業務内容

(ア) 農業集落排水施設等区域内処理施設における故障等発生時の緊急対応業務

(イ) 農業集落排水施設等区域内マンホールポンプにおける異常発生時の緊急対応業務

(ウ) 水質試験業務

(エ) その他業務（設備点検等）

2 その他

詳細は、亀岡市年谷浄化センター等維持管理業務委託公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」